

農地を他の目的に使うには？（農地法4条・5条による転用許可）

1. 農地とは？（農地法の対象）



- ・登記地目が「田」「畑」の土地
- ・耕作に使われている土地

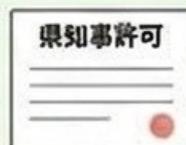
これらは「農地法」が適用されます！

2. 農地転用とは？（農地以外の用途へ）

農地を住宅・駐車場・資材置場などにする＝「転用」



3. 原則許可が必要！



県知事
許可



無許可は工事中止・
罰則あり！

4. 4条と5条の違い（誰が・どうやって）

農地法4条（自分で転用）



農地法5条（権利移動+転用）



どちらも事前の許可申請が必要です！